

平成 29 年 2 月 27 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合沖縄支部

支部長 平敷 昭人

(公 印 省 略)

組合員及び被扶養者の個人番号に係る事務処理について (通知)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の施行により、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が開始されました。これに伴い、当共済組合においても、「地方公務員等共済組合法施行規程」の一部改正(平成 29 年 1 月 1 日施行)により、平成 29 年 1 月 1 日以降、資格取得手続等において、個人番号(いわゆるマイナンバー)の記載が必要となります。各所属所の組合員、組合員の被扶養者の個人番号の提供を受け、書類の受理や情報管理の事務、また、情報提供ネットワーク(※1)による国、地方公共団体等への情報提供事務を実施することになります。

つきましては、組合員の資格取得、被扶養者の認定申告時、個人番号に係る事務処理について、下記の通り行うようお願いします。

なお、県費・市町村費負担職員等に係る個人番号の取扱いについては、県及び各市町村教育委員会が規定する特定個人情報等の管理要綱に準じてください。また、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会告示第 5 号)」(※2)(以下「ガイドライン」という。)、「公立学校共済組合における個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針(平成 27 年 12 月 9 日制定)」(別添 1)、「公立学校共済組合特定個人情報等取扱規程(平成 27 年 12 月 9 日制定)」(別添 2)を参照の上、個人番号を取り扱ってください。

なお、国民年金第 3 号被保険者関係届については、現時点では手続きに変更はありません。

※1 情報提供ネットワーク

国、地方公共団体、医療・年金保険者等関係機関の間で特定個人情報をやり取りするためのネットワークシステム

※2 個人情報保護委員会のホームページ参照

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

記

1 対象者

平成 29 年 1 月 1 日以降に資格取得する組合員及び被扶養者

※ ただし、県費負担職員及びその被扶養者(個人番号を県へ提供している者に限る。)については、県から個人番号を取得するため対象外。

## 2 事務処理

### (1) 利用目的の明示

採用時に組合員等の個人番号を収集する際に、別紙1「マイナンバー提供のお願い」を配付し、利用目的を明示すること。

### (2) 取得

ア 組合員申告書、被扶養者申告書（以下「申告書」という。）、及び別紙2「個人番号報告書」を配付し収集すること。

イ 組合員の個人番号の提供を受ける際には、対面により以下の番号確認書類及び身元確認書類（以下「本人確認書類」という。）を提示させて番号確認及び身元確認（以下「本人確認」という。）を行うこと。

なお、被扶養者の個人番号の提供を受ける際は、組合員が本人確認を行うため、本人確認書類の提示は必要ないこと。

本人確認書類	
番号確認書類	身元確認書類
下記の <u>いずれか1つの番号確認書類</u> ○個人番号カード（裏面）（写し） ○通知カード（写し） ○個人番号が記載された住民票（写し） ・住民票記載事項証明書  ※対面により確認を行う場合には、上記書類の提示でよい。	下記の <u>いずれか1つの身元確認書類</u> ○個人番号カード（表面） ○運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書  上記の身元確認書類を有していない場合は、下記の <u>いずれか2つの身元確認書類</u> ○公立学校共済組合の組合員証、健康保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ○国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書 ○印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳  ※雇用関係にある等により、本人であることがあきらかな場合は省略してよい。

ウ 組合員から郵送により個人番号の提供を受ける際には、所属所の事務取扱担当者宛て郵送することとし、他者の目に触れないようにすること。

エ 代理人より個人番号の提供を受ける際には、代理権及び代理人の身元確認を行うこと。  
代理権確認書類として、戸籍謄本もしくは委任状の提出を求めること。

オ 組合員等から個人番号の変更の申し出があった場合は、再度、「個人番号報告書」を配付し収集すること。

カ 組合員から個人番号の提供が受けられない場合は、資格取得手続き時に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを説明し、提供を求めること。

それでも提供をうけられない場合は、提供を求めた年月日、経緯、方法及び内容等を記録し、所属で保管すること。(任意様式)

なお、支部より提供を求めた記録の写しの提出を求めることがあること。

### (3) 保管・廃棄

ア 個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）が記載されている書類については、支部への書類提出までの間、施錠できるキャビネット・書庫等に保管すること。

イ 所属所において、支部への書類提出後、特定個人情報を内容に含む書類の写しを保管しないこと。

ウ 組合員から提出された「個人番号報告書」等を取得保存、廃棄又は提出した場合は、県及び各市町村教育委員会が規定する取扱記録簿に記載し、適切に保管すること。

取扱記録簿へ記載する内容は別紙3「特定個人情報取扱記録簿」を参考のこと。

### (4) 提出

ア 速やかに「個人番号報告書」を支部へ提出することとし、本人確認書類は同封しないこと。

イ 「個人番号報告書」は、資格担当宛に親展で提出することとし、申告書等の書類とは別封筒とすること。必ずしも別送する必要はないこと。(別紙4「提出イメージ」参照)

ウ 「個人番号報告書」を支部へ郵送する際は、追跡可能な移送手段の利用等が望ましいこと。

エ 新生児に係る被扶養者の認定申告の場合、個人番号の確認に時間を要することが想定されるため、「個人番号報告書」を提出せず、申告書のみ提出してもよいこと。後日、被扶養者の個人番号の確認後、必ず「個人番号報告書」を提出すること。

### (5) その他

本通知が届く前に、平成29年1月1日以降に資格取得した組合員及び被扶養者に係る申告書を支部へ提出している場合は、本通知の事務処理に従って当該者の個人番号を収集し、「個人番号報告書」を支部へ提出すること。

※ ただし、県費負担職員及びその被扶養者（個人番号を県へ提供している者に限る。）については、県から個人番号を取得するため対象外。

## 3 その他

個人番号の安全管理措置について、「個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」から特に配慮いただきたい箇所を別添3の通り抜粋しましたので、参考に確認してください。

公立学校共済組合 給付・年金班 資格担当（マイナンバー担当） 糸数・佐藤 098-866-2720
---